

○沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設条例施行規則

平成7年3月31日規則第19号

改正

平成17年12月28日規則第90号

平成23年5月12日規則第36号

平成25年3月27日規則第9号

平成30年1月17日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設条例（平成7年条例第16号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設（以下「千本プラザ」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 千本プラザ（条例第2条第3項に定める施設は除く。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 毎月の第1月曜日

(2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

(使用の承認)

第4条 条例第4条の規定により会議室、音楽ホール、多目的ホールその他の室及び付属設備（以下「会議室等」という。）の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千本プラザ使用承認申請書（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の使用承認申請書は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 音楽ホール及び多目的ホール 使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとするときは、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）前1か月から12か月までの間

(2) その他の施設 使用日前7日から6か月までの間

3 指定管理者は、申請の順位に従って承認を行うものとし、申請の順位は、申請の順序とする。ただし、千本プラザの同一施設又は同一設備を同一日時に使用したい旨の申請が複数の申請者から同時に行われたときは、指定管理者は、協議又は抽選により申請の順位を決定する。

第5条 指定管理者は、前条の規定による申請を承認したときは、千本プラザ使用承認書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(使用時間の繰上げ又は延長)

第6条 申請者は、条例の別表第1に定める使用時間を超えて施設を使用する必要があるときは、第4条の会議室等の使用の承認を受ける時にあわせて指定管理者の承認を受けなければならない。この場合、同表に定める使用時間の前後につき、それぞれ1時間を超える時間の繰上げ又は延長は承認しない。

(駐車場)

第7条 駐車場を使用しようとする者は、自動車の入場の際駐車券（第3号様式）の交付を受けなければならない。

2 条例第5条に規定する使用料は、自動車の出場の際駐車券によって徴収し、領収証（第4号様式）を交付する。

3 駐車券を紛失した場合は、直ちに係員に申し出なければならない。この場合、特別な理由がないときは、第2条に規定する千本プラザの開館時からの料金を徴収する。

4 駐車場内における盗難、破損その他の事故について、市はその責めを負わない。

(使用料の減免)

第8条 条例第6条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、千本プラザ使用料減免申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、千本プラザ使用料減免承認書（第6号様式）を申請者に

交付するものとする。

（使用の取消し又は変更）

第9条 使用者は、使用の取消し又は変更をしようとするときは、千本プラザ使用承認取消（変更）申請書（第7号様式）に千本プラザ使用承認書を添えて、使用日の7日前までに指定管理者に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第10条 条例第7条第2号に規定する使用前とは、次に掲げる期限とする。

- （1）音楽ホール及び多目的ホール 使用日の30日前まで
- （2）その他の施設 使用日の7日前まで

（使用者の遵守事項）

第11条 千本プラザの利用者又は使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）使用承認を受けた施設の収容人員を超えて入場させないこと。
- （2）施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに係員に届け出ること。
- （3）許可を受けないで物品等の展示、販売、はり紙等の行為をしないこと。
- （4）許可を受けないで火気等を使用しないこと。
- （5）所定の場所以外へ立入らないこと。
- （6）所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- （7）その他管理上必要な指示に従うこと。

（指定申請書の提出等）

第12条 条例第13条第1項の規定に基づき、指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の指定申請書には、条例第13条第1項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- （2）法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- （3）指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- （4）千本プラザ（条例第2条第3項に定める施設を除く。）の管理に関する業務の収支予算書
- （5）その他市長が必要と認める書類

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
（沼津市老人福祉センター管理規則の廃止）
- 2 沼津市老人福祉センター管理規則（昭和43年沼津市規則第28号）は、廃止する。

付 則（平成17年12月28日規則第90号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第6条まで、第9条、第1号様式、第2号様式及び第7号様式の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成23年5月12日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年3月27日規則第9号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設条例施行規則の規定に基づいて作成された様式の用紙については、残品の限度で調整して使用することができる。

付 則（平成30年1月17日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。